

※平成30年10月25日時点でのチラシ案であり、今後、若干の修正のあることが見込まれる。

## 「職場環境改善計画助成金」

### 【建設業コース】（案）

#### 【概要】

建設現場の現場代理人が、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員による助言・支援に基づき職場環境の改善を実施した場合に、費用の助成を受けることができる制度です。

#### 【助成対象】

職場環境改善に係る機器・設備購入（リースやレンタルを含む）費用。建設現場の現場代理人がストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に、負担した機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用が助成（※）されます。

（※）助成は、建設現場単位で将来にわたり1回限りとなります。

ただし、各都道府県の産保センターが確認し、県内の別の建設現場であっても現場代理人（筆頭会社）が同一の場合は、年2回までとなります。

#### 【助成金額】

助成対象	助成額（上限額）
機器・設備購入（リースやレンタルを含む）費用	1建設現場当たり50,000円が上限となります。ただし、リースの場合は費用に関わらず50,000円（税込）を上限とし、購入の場合は単価50,000円（税込）以内のものとします。

50,000円（税込）の範囲であれば、複数の機器・設備が助成対象となります。